

目的・概要

沖縄においては、道路、河川、港湾、空港、土地改良、林業施設、漁港、義務教育施設、医療施設をはじめとした社会資本整備を行う場合は、全国的にみて最も手厚い負担・補助を国から受けることができるようになっています。また、各種の災害復旧事業においても同様の措置がとられています。

これらの措置は、国の負担・補助の特例を設けることにより基盤整備面から沖縄振興計画に基づく事業の推進を図るためのものです。

国の負担・補助の割合の主な特例

河川

河川改修



本土: 1/2



沖縄: 9/10

道路

国道改築



本土: 2/3



沖縄: 9.5/10

港湾

港湾改修



本土: 5.5/10



沖縄: 9.5/10

空港

空港整備



本土: 2/3



沖縄: 9.5/10

農業農村整備

国営かんがい排水
農業生産基盤整備



本土: 7/10



沖縄: 9.5/10

教育振興

公立学校施設整備

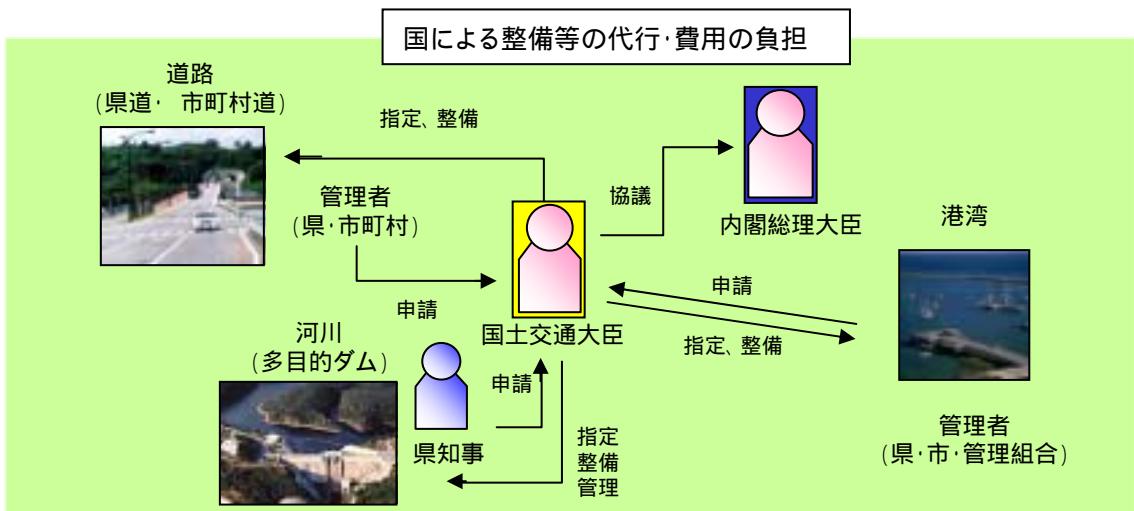


本土: 1/3、1/2



沖縄: 7.5/10、8.5/10

また、事業の重要性等に配慮して、沖縄の振興のために特に必要と認められた道路、河川、港湾については、本来自治体が行うべき整備・管理等をその申請に基づき国が代行する制度や、沖縄において公共施設の円滑な整備を図るため、国の保有する土地、施設などの国有財産について、県内自治体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡又は貸付けを行うことができる制度も用意されています。



さらに、県内自治体が沖縄振興計画に基づいて行う事業については、その財政状況が許す限り起債できるよう、国は特別の配慮をすることとされています。

